

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年 9月 1日

担	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 古賀 睦之
	主任賃金指導官 赤川 敦子
当	賃金指導官 田村 滋康
	電話 3512-1614

東京都最低賃金を932円に上げます

＝発効日は平成28年10月1日です＝

東京労働局長は、東京都最低賃金を25円引上げ時間額932円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月4日、東京労働局長（渡延 忠）から東京地方最低賃金審議会（会長 森 建資）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月5日、現行の時間額907円を25円引上げて932円に改正する（引上率2.76%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額932円とする決定を行い、本日（9月1日）、官報公示を行いました。これにより、効力発生日は平成28年10月1日となります。

2 最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、中小企業・小規模事業者への支援の推進・拡充策として、平成28年度第二次補正予算案（平成28年8月24日閣議決定）において、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の助成額等の拡充等を盛り込むこととするとともに、申請手続の簡素化等運用の見直しを行ったところです。（キャリアアップ助成金については、平成28年8月24日以降の取組が支給対象となります。）

なお、上記助成金の拡充部分についての支給は、平成28年度第二次補正予算の成立が前提となります。

3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120 - 311 - 615）を設けています。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考 2]

東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
引上額	5円	20円	27円	25円	30円
時間額	719円	739円	766円	791円	821円

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
引上額	16円	13円	19円	19円	19円
時間額	837円	850円	869円	888円	907円

[参考 3]

近隣各県における平成28年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額（引上額）	発効日（予定）
埼玉	845円（25円）	10月1日
千葉	842円（25円）	10月1日
神奈川	930円（25円）	10月1日
山梨	759円（22円）	10月1日

[参考 4]

業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。

[参考 5]

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等の正社員化、人材育成、処遇改善を行った事業主に対する助成制度です。